

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年12月23日

名古屋市長 広 沢 一 郎

## 名古屋市条例第71号

### 名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例

名古屋市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 5 年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

大清水学術・研究開発拠点地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された名古屋都市計画大清水学術・研究開発拠点地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

大清水学術・研究開発拠点地区整備計画区域	全域	用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物
			1 学校、図書館その他これらに類するもの
			2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
			3 老人福祉センター、児童厚生施設その他これら

	<p>に類するもの</p> <p>4 病院</p> <p>5 診療所</p> <p>6 ホテル又は旅館の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方メートル以内のもの（第 1 号から第 5 号まで、第 9 号又は第 10 号に掲げる建築物の利用者の宿泊の用に供するものに限る。）</p> <p>7 自動車車庫又は自転車駐車場</p> <p>8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のもの</p> <p>9 事務所</p> <p>10 集会場</p> <p>11 倉庫（倉庫業を営む倉庫を除く。）</p> <p>12 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なもの</p> <p>13 自動車修理工場又は回転翼航空機の修理工場</p> <p>14 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>15 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1 (13)項に掲げる回転翼航空機の格納庫</p> <p>16 前各号の建築物に附属するもの</p>
建蔽率の最高限度	10分の 3
敷地面積の最低限度	500 平方メートル
壁面の位置の制限	外壁等の面から道路境界線又は地区計画の区域の境界線までの距離は都市計画法第14条第1項に規定する計画図に示す壁面の位置の制限の数値以上であること。ただし、それぞれの距離に満たない距離に

	<p>ある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 外壁等の中心線の長さの合計が 3 メートル以下であること。</li> <li>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3 メートル以下で、かつ、床面積の合計が 5 平方メートル以内であること。</li> <li>3 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものであること。</li> </ol>
高さの最高限度	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 31 メートル</li> <li>2 建築物の各部分から地区計画の区域の境界線までの真北方向の水平距離が 8 メートル以下の範囲内にあっては、当該水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 10 メートルを加えた数値</li> <li>3 前号に掲げる水平距離が 8 メートルを超える範囲にあっては、当該水平距離と 8 メートルとの差に 1.5 分の 1 を乗じて得たものに 20 メートルを加えた数値</li> </ol>
緑化率の最低限度	10 分の 2.5。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する建築物で公益上必要なものについては、この限りでない。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。